

い。

岩崎町長

交通が遮断された場合の高校生などの宿泊場所としてホテル等と協定を結ぶということについて具体的に検討はしていない。費用が伴うことでも

あり保護者の皆さんのご意見を伺いながら今後検討する。また、通学途中で災害が発生した場合などは、JR等の避難指示に従って避難していただくことが、子どもの安全を確保する上で最善の方法と考える。



JRが運休した場合の避難場所確保は（大杉駅駅舎）

一般質問

有害鳥獣対策の 早急な改善を

有害鳥獣の種類拡大と報奨金の増額は地域の農業を守るため早急に検討する



今井安博 議員

有害鳥獣による食害被害が年々増加している。各農家はトタンや防護ネットを張って被害を防止しているが、駆除しなければ根本的な解決にはならず、仮に捕獲してもすぐに次の有害鳥獣が荒らしに来る。冬場は狩猟免許を持っている方が、狩猟の楽しみも兼ねて駆除を行っているが、問題は春から秋にかけてである。農繁期は暑さも加わり、狩猟をするにも大変な時期であり、ハチやブト、蚊の攻撃を受けるので有害駆除をするのも敬遠される。本町は現在サル、シカの2種類を有害

鳥獣対策の対象としているが、対象種類を拡大し捕獲報償費も上げる必要があるのではないかと。

岩崎町長

現在、有害鳥獣捕獲報償費としてシカとサルに1万円、猟期中のシカ捕獲報償費として8千円を支払っている。狩猟を行う皆さんのご協力を頂き、被害拡大が著しいシカの捕獲頭数も平成21年度は1千頭を超え、前年の倍となっている。捕獲頭数が大きく増加していることも踏まえ予算を考へなくてはならないが、農産物を守る、地域の農林業を守るために、有害鳥獣の対象拡大や捕獲報償費の増額について検討する。



有害獣の侵入対策（西庵谷地内）

今井安博議員

本山町では有害鳥獣をサル、イノシシ、シカ、ハクビシン、カラスの5種類としており、土佐町ではこれに野ウサギ、ハトを加えた7種類を対象として報奨金を出している。検討されている間に

も被害は発生しており、早急な決断を。

岩崎町長

有害鳥獣対策に農家の皆さんが苦慮していることは十分承知しており、種類を拡大する方向で早急に検討する。

一般質問

新過疎法における 町道等の維持修繕は

嘱託員を雇用して町道等の維持修繕を 地域の皆さんを支援できる方法を検討する

今井安博議員

過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」)が一部改正の上、3月10日に6年間延長された。これは町村や議会が延長を求め、国に対して要望してきた結果であると思う。特に今回の眼目は過疎対策事業債を充てることのできるソフト事業の内容がはつきり書き込まれているところにある。

あると思うが。

岩崎町長

今回の過疎法の改正によりソフト事業に過疎債を充てることのできるようになり、まだ確定ではないが、過疎法の適用を受けた各団体にソフト事業分の割り当てが付くという話もある。こうした過疎債を活用して集落を維持する取組を進めていく上で、大豊町にとって非常に重要な制度である。ただ今回の延長期間はこのままの10年から6年に短縮されており、次の見直しまでに、過疎地域が守られたことで国土の保全がなされ、都会で暮らす人たちにとって大きな効果があったという実績を我々が積み重ねていかなければならない。今後、大豊町として

の過疎計画を策定し積極的に取り組む。

今井安博議員

過疎法の延長は全国の同じ問題を抱える過疎地域の団体が国を動かしたものであると思う。過疎債は財源的に有利な制度であり、これを利用して超高齢化した集落の道路網整備などにも一気に取り組んでどうか。まだまだ厳しい財政状況ではあるが、計画性を持って道路整備に対する要望も地域から出ているが。

岩崎町長

過疎債が使える事業にも線引きがあり、道路の維持修繕事業に適用できるかは確認が必要である。過疎債をできるだけ多く有効に活用できるようにハード、ソフト両面について、町としての計画を策定する。

今井安博議員

過疎債を利用して、嘱託員を雇用し町道、林道、農道等の草刈り作業



臨時職員による林道の維持管理（立川地内）

などを行う維持管理班を設置してはどうか。

岩崎町長

現在、国の緊急雇用対策制度を活用して、臨時職員を雇用し町道等の管理に当たっている。過疎債は町が職員を雇うための賃金等には使えないので、取組方法を検討する必要がある。過疎債を

使って集落維持基金といった基金を積み、集落を守るための取組に使えないかという意見を国に対しても述べており、地域を守るために、地域の方々が協力して取り組んでいることについては、町としてもしっかりとサポートができる体制を作る。

○一般質問 ゆとりすと生放送

6月定例会の一般質問がゆとりすと放送で生放送されました。お聞きいただけましたでしょうか？

ご意見、ご感想などございましたら、議会事務局まで連絡をお願いいたします。